

中東情勢の緊迫化に伴い市内中小企業者向け臨時相談窓口を設置しました

千葉市では、中東情勢の緊迫化に伴い、経営の先行きに懸念を抱く市内中小企業を対象として、千葉市および公益財団法人千葉市産業振興財団に臨時相談窓口を設置し、融資制度や経営全般に関する相談を受け付けますので、お知らせします。

1 臨時相談窓口の概要

千葉市および公益財団法人千葉市産業振興財団に、市内中小企業を対象とした臨時相談窓口を設置しました。

(1) 千葉市中小企業資金融資制度やセーフティネット保証認定に関する相談

相談場所 千葉市経済農政局経済部産業支援課（市役所高層棟7階）

受付時間 9：00～17：00（土日祝日を除く）

電話番号 043-245-5284

ホームページ

【URL】<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/chuutoujousei.html>



(2) 経営全般に関する相談

相談場所 公益財団法人千葉市産業振興財団

（中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館8階）

受付時間 9：00～17：00（土日祝日を除く）

電話番号 043-201-9506

電子メール相談

【URL】<https://www.chibashi-sangyo.or.jp/contact/>

ホームページ

【URL】<https://www.chibashi-sangyo.or.jp/?p=12983>



2 設置日

令和8年3月6日（金）